

令和7年8月1日

米島地内における土壤汚染対策法による 要措置区域の指定について

米島地内の事業場跡地において、土地所有者が土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査を行った結果、基準値を超過するテトラクロロエチレンが検出され、令和7年6月5日に市に報告がありました。

市ではこれを受け、同法に基づき当該事業場跡地の一部を8月1日に要措置区域に指定し告示しました。

【今後の対応】

- ・ 土壤汚染対策法に基づき土地所有者に対して、「講ずべき措置の実施」を指示します。
- ・ 春日部市では、周辺の井戸の水質調査を行い、汚染状況を確認します。

【要措置区域指定の概要】

(1) 指定する要措置区域

春日部市米島 1186 番 115 の一部

(2) 土壤溶出量基準を超えた特定有害物質の種類と調査結果

(単位: mg/l)

特定有害物質	検出濃度(最大値)	土壤溶出量基準
テトラクロロエチレン	0.036	0.01

問い合わせ先

環境経済部 環境政策課
担当：市山 直通 048-736-1136